

報 告 第 2 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月12日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 4 号

損害賠償の額の決定について

道路施設の管理瑕疵による事故について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和元年9月3日

新居浜市長 石川 勝 行

- 1 損害賠償の額                    2万6,212円
- 2 損害賠償の相手方            (省 略)

3 事故の概要

令和元年7月23日午前10時30分頃、市道東田国領西筋線（東田二丁目甲1727番地の1地先路上）において、南進中の自転車の後輪が道路側溝とグレーチングの隙間に挟まり、当該自転車を損傷した。